平成２８年（フ）第４９号
兵庫県揖保郡太子町鵤623番地　Ｋ’ｓＧａｒｄｅｎ　Ａ棟202号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町馬場267番地11
破産者　鹿野　裕史
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３号
兵庫県宍粟市山崎町中比地５番地１
破産者　赤木　義光
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３６６号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目18番17―103号　レオパレス康陽舎、破産開始時の住所佐賀県鳥栖市立石町2116番地３　メゾンエスポワール105
破産者　十河　一浩
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２号
広島県安芸郡府中町千代５番５号
破産者　水木みき子
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５号
広島市中区光南２丁目23番20号
破産者　大衆酒場さくらこと　新野　甲一
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４６号
広島市中区光南２丁目23番20号
破産者　大衆酒場さくらこと　新野　晴美
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１号
広島県福山市加茂町字芦原580番地１
破産者　三上あゆみ
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３７９号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目４番33号　イイ工建アパート１号
破産者　谷川　真人
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７００号
仙台市太白区郡山７丁目６番５号　佐藤アパート２Ｆ西
破産者　佐藤美喜子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
仙台市太白区太白２丁目10番６―204号
破産者　菅田　　明
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
福島市狩野６番地の30　清水台ＦＭマンション307
破産者　鈴木　恭平
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第８０号
福島県郡山市片平町字新蟻塚108番地の32　ロイヤルハイツうねめ２号棟１Ｆ205号
破産者　儀武　　健
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
福島県郡山市開成３丁目20番12号　コーポアモール201号
破産者　柴田紅音こと　柴田　一広
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
群馬県渋川市有馬1313番地２
破産者　大川原　尊
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５６号
神奈川県高座郡寒川町宮山3636番地５　コアロードＭ106号、開始決定時の住所神奈川県高座郡寒川町宮山1846番地７
破産者　飯田静心こと　金　　静心
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区24棟302号
破産者　芝崎　貴司
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区24棟302号
破産者　芝崎　聖子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９０号
神奈川県大和市つきみ野８丁目４番地34
破産者　三國谷　守
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部